

青梅市チャレンジクラス入退級審査会設置要綱

1 設置

青梅市立中学校におけるチャレンジクラスへの入級、退級等に関し、必要な事項を連絡調整するため、青梅市チャレンジクラス入退級審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 定義

この要綱において、「チャレンジクラス」とは、不登校または不登校傾向にある中学生が安心して学校生活を送ることができるようにゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行う学級をいう。

3 所掌事項

審査会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) チャレンジクラスへの入級および退級に関すること。
- (2) チャレンジクラスにおける適切な教育支援に関すること。
- (3) その他青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項に関すること。

4 組織

審査会は、次に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) チャレンジクラスを設置している学校（以下「設置校」という。）の校長
- (2) チャレンジクラスの担任
- (3) チャレンジクラスへの入級を希望する生徒または児童の担任の教諭等
- (4) 不登校対応巡回教員（学校を巡回し、不登校生徒の支援や魅力ある学校づくりの支援等を専門的に行う教員をいう。）
- (5) 教育指導担当主幹
- (6) 指導主事

5 会長の職務および代理

- (1) 会長は、設置校の校長をもって充てる。
- (2) 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、委員の中から会長が指名する。

(4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

6 審査会

(1) 審査会は、会長が招集する。

(2) 緊急を要する場合は、会長がその責任において会務を遂行し、後日審査会に報告することによって、審査会の開催に代えることができる。

7 意見の聴取

審査会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

8 入級の手続

(1) チャレンジクラスに入級を希望する生徒または児童の保護者は、青梅市チャレンジクラス入級申請書（様式第1号）を在籍校を經由して、教育委員会に提出する。

(2) 教育委員会は、前号の規定による入級の申請があったときは、審査会を開催して入級の必要性を審査し、入級の適否を決定し、その結果を青梅市チャレンジクラス入級許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により保護者に通知する。

9 退級の手続

(1) チャレンジクラスからの退級を希望する生徒の保護者は、青梅市チャレンジクラス退級届（様式第3号）を設置校を經由して、教育委員会に提出する。

(2) 教育委員会は、前号の規定による退級の届出を受理したときは、審査会を開催して届出の内容を確認し、その結果を青梅市チャレンジクラス退級通知書（様式第4号）により設置校の校長に通知する。

10 会議の非公開

審査会の会議は、非公開とする。

11 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、または職務上知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

12 庶務

審査会に関する庶務は、学校教育指導担当課において処理する。

13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

14 実施期日

この要綱は、令和8年2月19日から実施する。